

発表日 令和4年12月19日

【問合せ先】

担当課：農林水産部畜産課

担当者：清水、永野

直通電話：092-643-3498

内線電話：3990

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

12月18日に、糸島市の採卵鶏農場において確認された、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜：H5亜型)と判定されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び移動制限区域の設定等必要な防疫措置を開始します。

*当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から、既に飼養家さん等の移動を制限しています。また、国内ではこれまで鶏肉、鶏卵を食べることにより、本病が人に感染した例は報告されていません。

1 農場の概要

- (1) 所在地：糸島市
- (2) 飼養状況：採卵鶏 約54,400羽

2 経緯

- (1) 12月18日7時50分、当該農場から中央家畜保健衛生所に通報。
12月18日12時10分、簡易検査で13羽中9羽の陽性を確認。
- (2) 12月19日8時00分、遺伝子検査(PCR検査)の結果、H5亜型の遺伝子が確認されたことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 防疫措置

- (1) 発生農場：家きんの殺処分、汚染物品等の処理及び農場の消毒
- (2) 周辺農場：制限区域の設定
鶏等の家きん、病原体を広げる恐れのある物品等を対象とし、発生農場を中心とした区域で実施。(別紙の表1)
- (3) 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第車両消毒を実施(別紙の表2)
- (4) 発生状況確認検査：移動制限区域内のすべての農場

【報道機関へのお願い】

- ・問合せについては、畜産課にて対応しますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあること、また農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- ・今後も、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。

表1 制限区域の設定

区 域	農 場 数	飼養羽数
移動制限区域（半径3Km以内）	9	約230,000羽
搬出制限区域（半径3～10Km以内）	9	約170,000羽

表2 消毒ポイント

番号	種類	名称	所在地
1	緊急	農場入口	糸島市
2	移動制限	糸島市三坂浄化センター	糸島市
3	搬出制限	JA 糸島西部カントリーエレベーター	糸島市
4	搬出制限	JA 糸島東部カントリーエレベーター	糸島市